愛知県立名古屋特別支援学校医療的ケア実施要項

1 目的

医師の指導のもと、保護者が家庭で行っている日常生活に必要な医療的な生活援助行為(以下「医療的ケア」という)を、学校看護師(以下「看護師」という)が行うことで、児童生徒にとって安全な学習環境を整えるとともに、児童生徒の自立の促進、健康状態の維持・増進を図ることを目的とする。

2 医療的ケアの内容

- (1) 学校で実施する医療的ケアは、以下のとおりとする。
 - ① 痰の吸引 ② 経管栄養 ③導尿
 - ④ その他「愛知県特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」で協議・承認され校長が認めた行為
- (2) 学校での医療的ケアは、医療機関としてのケアではなく、教育機関での生活支援として実施する。よって、本人の健康状態が安定していない場合は、保護者に医療的ケアを依頼する。

3 愛知県立名古屋特別支援学校医療的ケア委員会及び医療的ケアコーディネーターの設置

- (1) 校長は、医療的ケアを円滑に実施するため、「愛知県立名古屋特別支援学校医療的ケア委員会」(以下「医ケア委員会」という)及び各部に「医療的ケアコーディネーター(以下「医ケアコーディネーター」という)」を設置する。
- (2) 校長は、医ケア委員会を開催し、校内の医療的ケアについて審議・報告・調整を行う。
- (3) 医ケア委員会の委員は、校長、教頭、部主事、保健主事、看護師、養護教諭、医ケアコーディネーター、当該児童生徒の担任教諭、その他校長が認めた者とする。また、必要に応じて、学校医、医療的ケア指導医(以下「指導医」という)に参加を依頼し、助言を受ける。
- (4) 医ケア委員会の議事録は、3年間保存する。

4 対象児童生徒

本校で医療的ケアを受ける児童生徒は、本校に通学している児童生徒のうち、保護者から医療的ケア実施の申請があり、医ケア委員会で校長の承認を得た者とする。

5 看護師の職務等

看護師は、学校長が承認した児童生徒に対して医療的ケアを実施するとともに、学校の教育活動全体を 通じ、専門性を生かした健康面・衛生面等の指導の補助、緊急時の対応、教員への助言を行う。

6 実施までの手順

【事前説明】

- (1) 新たに学校看護師による医療的ケアを希望する児童生徒の保護者に対して、各部の医ケアコーディネーターが中心となって、医療的ケアの手続きや実施体制等について事前に懇談を行う。
- (2) 保護者は、医療的ケアの変更や追加がある場合は、その都度申請書を提出し、新規と同様の手続きを 行う。ただし、手技に変更がなく、単に実施時間や注入量、注入内容の変更のみの場合は、指導医に指 示書の変更内容及び個別のケアマニュアルの改訂内容を提示し、主治医前研修の必要性について相談す る。指導医の了承が得られれば主治医前研修を省略し、医ケア委員会で校長の承認が得られれば、実施 可とする。
- (3) 新年度への更新手続きの際、個別のケアマニュアルに変更がなければ、主治医前研修・伝達研修・保護者前試行を省略し、医療的ケアを継続実施する。

【宝施由語書】

(4) 保護者は事前説明の後、申請書を校長に提出する。

【指示書】

- (5) 保護者からの申請書を医ケア委員会で協議し、校長が申請を受理した場合は、保護者に主治医の指示書を依頼する。合わせて保護者に、看護師による主治医前研修の日程調整を依頼する。
- (6) 保護者は、主治医に指示書の記入を依頼し、校長に提出する。

【個別のケアマニュアル】

(7) 看護師は、受理した指示書に基づいて保護者が行う医療的ケアを見学し、医療的ケアの手順や本人への配慮事項を確認するとともに、個別のケアマニュアルを作成する。

【主治医前研修】

- (8) 校長は、医療的ケアに関して、主治医または指導医に看護師への指導を依頼する。
- (9) 看護師は、個別のケアマニュアルに基づき、保護者、担任、養護教諭とともに主治医の研修を受ける。 ただし、前年度から引き続き任用された看護師については、当該児童生徒の状態やケアの内容に変更 がなければ、この限りではない。

【伝達研修】

(10) (9)において、痰の吸引、経管栄養及び導尿の他、医療的ケアの手技等が比較的安全かつ円滑に実施できると主治医が認めた場合は、主治医による研修を受けた看護師が、新たに医療的ケアを実施しようとする看護師に対して、校内で伝達研修を実施する。

【保護者前試行】

(11) 伝達研修を受けた看護師は、保護者立ち会いのもと当該児童生徒に対する医療的ケアを試行し、手技 の確認を受ける。ただし、前年度から引き続き任用された看護師については、当該児童生徒の状態やケ アの内容に変更がなければ、この限りではない。

【決定通知書】

(12) 校長は、医ケア委員会で試行状況を確認し、協議の上実施の可否を決定し、保護者に決定通知書で通知するとともに、同意書を渡す。

【同意書】

- (13) 保護者は、決定通知書を受けた後、医療的ケア実施についての同意書を校長に提出する。
- (14) 校長は、保護者の同意が得られた看護師に対して、医療的ケアの実施を命ずる。

7 医療的ケアの実施

- (1) 保護者は、当該児童生徒の医療的ケア実施日には、医療的ケア実施の可否を判断し、連絡票に必要事項を記入の上、登校時に付き添い職員に提出する。
- (2) 担任は、看護師または養護教諭とともに当該児童生徒の連絡票を確認し、医療的ケアを実施する前に 健康状態に異常があると思われる場合は、保護者に連絡して指示を受ける。
- (3) 看護師は、医療的ケア実施中に異常が認められたときは、医療的ケアを中止して担任及び養護教諭に連絡する。担任または養護教諭は、保護者に連絡するとともに主治医の指示に基づく緊急対応を行う。
- (4) 看護師は、個別のケアマニュアルに基づき医療的ケアを実施するとともに、実施後は連絡票に必要事項を記入の上、返却する。
- (5) 連絡票は学期ごとに回収し学校で3年間保存する。保護者が家庭で保存を希望する場合は、コピー を渡し、原本を学校で保存する。

8 医療的ケアへの支援体制

- (1) 校長は、「連絡協議会」へ参加し、その内容を校内関係者及び関係保護者に伝達する。
- (2) 校長は、医療的ケアを安全かつ円滑に実施するために必要な研修や情報交換会に、関係職員を派遣する。
- (3) 校長は、「愛知県特別支援学校における医療的ケア指導医派遣要領」第3(指導医の業務)に基づき、 指導医による看護師研修を実施する。

看護師が指導医による研修を受けた場合は、医療的ケアに関する指導等実績報告書(別紙様式)により、教育委員会に報告する。

また、看護師の要請に応じて、指導医に医療的ケアに関する助言を依頼する。

(4) 校長は、医療的ケア関係職員の情報交換と共通理解を図るため、保健主事、医ケアコーディネーター、 看護師(非常勤看護師を含む)、養護教諭、その他関係職員による「医ケア連絡会」を設置する。 医ケア連絡会は、原則として週1回開催するものとする。 (5) 校長は、保護者の医療的ケアに関する意見の把握と連携を図るために、「医療的ケア保護者懇談会(以下医ケア懇談会という)」を設置する。

医ケア懇談会の参加者は、医療的ケアを受けているまたは受けようとしている児童生徒の保護者、P T A代表、医ケア担当教頭、保健主事、看護師代表、養護教諭代表、医ケアコーディネーター、その他校長が認めた者とする。

医ケア懇談会は、学期に1回開催するものとする。

9 主治医との連携

看護師は、当該年度の医療的ケア実施状況について、主治医あての実施報告書を作成し、年度末をめや すに保護者経由で配付する。

校長は、必要に応じて当該児童生徒の主治医と連携を行う。

10 教育委員会への報告

校長は、各学期の終了後すみやかに、当該学期までの医療的ケアの実施状況について、医療的ケア実施 状況報告書(様式1)により、教育委員会に報告する。

校長は、学校で新たに医療的ケア実施要項を定めた場合又は医療的ケア実施要項を改正した場合は、すみやかに医療的ケア実施要項を教育委員会に提出する。

11 経費の負担

保護者は、主治医の指示書、主治医の看護師に対する指導等に係る費用及び文書料を負担し、医療的ケアの実施に必要な器具や衛生材料等を学校に持参する。

12 実施細則

この要項の実施に関し必要な事項は、細則に定める。

附則

- この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- この要項は、令和元年11月1日から施行する。